

福島県地域公共交通活性化協議会 設置要綱

(趣旨)

第1条 福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、福島県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議をするとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保等に関し必要な協議をするため設置する。

(事業)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の作成及び変更に係る協議に関すること
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 具体的なバス路線等に関する生活交通の確保等に関すること
- (5) 乗合バスの路線退出等に伴う生活交通の確保方策に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(協議会の構成員)

第3条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会の委員の任期は3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は福島県生活環境部生活交通課長とし、副会長は会長の任命による。
- 3 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第5条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、その代理の者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議決方法は原則として全会一致とするが、成立しない場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円

滑な議事運営に支障が生じる協議については、非公開で行うものとする。

- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第6条 協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

（地域部会）

- 第7条 協議会には、第2条各号に掲げる事項に関し、地域の実情に応じた協議等を行うため、地域部会を設置することができる。
- 2 協議会は、その定めるところにより、地域部会の協議結果をもって、協議会の協議結果とすることができる。
 - 3 地域部会に関する組織、運営その他の事項は、会長が別に定める。

（地域公共交通会議）

- 第8条 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に基づき市町村に設置される地域公共交通会議については、協議会の分科会として位置付ける。
- 2 起点及び終点が一市町村内の路線の休廃止の届出に係る協議は、原則として地域公共交通会議で行うものとする。
 - 3 協議会は、地域公共交通会議の路線の休廃止の協議結果を以て、協議会の協議結果とすることができる。
 - 4 市町村は、地域公共交通会議の協議結果及び報告があった内容等について、協議会会長へ報告するものとする。
 - 5 各市町村が設置する地域公共交通会議の協議案件のうち、複数市町村にまたがる案件については、関係地域における地域部会でも協議できるものとし、その場合、当該地域部会の協議結果は、協議会での協議を経た上で、関係市町村における地域公共交通会議の協議結果とすることができる。

（事務局）

- 第9条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は福島県生活環境部生活交通課に置く。
 - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務に関する事項）

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事及び監査)

第 1 1 条 協議会に監事を 2 名置き、協議会の会計監査を行う。

2 監事は、委員の中から会長が指名する。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第 1 2 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日から 3 0 日以内をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 1 3 条 この設置要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この設置要綱は、令和 5 年 3 月 1 7 日から施行する。

2 この設置要綱の施行後最初に就任する委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定に関わらず、令和 8 (2026) 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この設置要綱は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この設置要綱は、令和 5 年 1 1 月 2 日から施行する。

附 則

1 この設置要綱は、令和 6 年 3 月 2 1 日から施行する。

2 福島県生活交通対策協議会設置要綱（平成 1 3 年 2 月 2 0 日施行）は、廃止する。

附 則

この設置要綱は、令和 6 年 6 月 2 1 日から施行する。

附 則

この設置要綱は、令和 6 年 1 2 月 1 8 日から施行する。

附 則

この設置要綱は、令和 7 年 6 月 1 8 日から施行する。